

○無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表(案)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第三章 受信設備 (副次的に発する電波等の限度)</p> <p>第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。</p> <p>2 3 11 (略)</p> <p>12 四一GHzを超え四二GHz以下、五四・二五GHzを超え五七GHz以下又は一六GHzを超え一三四GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第二項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならない。</p> <p>13 3 29 (略)</p> <p>第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備 (番組素材中継を行う無線局の無線設備)</p> <p>第三十七条の二十七の二十一 (略)</p> <p>1 3 三 (略)</p> <p>2 番組素材中継を行う無線局のうち移動業務の無線局の無線設備であつて、次の各号に掲げる周波数の電波を使用するものは、当該各号の条件に適合するものでなければならない。</p> <p>1 X七W電波一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下又は二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であつて、複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの空中線電</p>	<p>第三章 受信設備 (副次的に発する電波等の限度)</p> <p>第二十四条 (同上)</p> <p>2 3 11 (同上)</p> <p>12 四一GHzを超え四二GHz以下、又は五四・二五GHzを超え五七GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第二項の規定にかかわらず、五〇マイクロワット以下でなければならない。</p> <p>第二節の十二 番組素材中継を行う無線局等の無線設備 (番組素材中継を行う無線局の無線設備)</p> <p>第三十七条の二十七の二十一 (同上)</p> <p>1 3 三 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>1 (同上)</p> <p>イ・ロ (同上)</p>

力は、各空中線端子における値の総和とする。

二 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は円偏波であること。

二・三 (略)

四 A 7W電波又はG 7W電波 116GHz を超え 134GHz 以下の周波数の電波を使用するもの

イ 通信方式は、単相通信方式であること。

ロ 変調方式は、ASK変調、二相位相変調又は四相位相変調であること。

ハ 空中線電力は10W以下であること。

二 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は円偏波であること。

別表第一号 (第5条関係)

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、 百万分率)
1~8 (略)	(略)	(略)
9 10.5GHz を超え 134GHz 以下	1~6 (略) 7 その他の無線局(注 21, 31, 34, 42, 48)	(略) 300

注 1~30 (略)

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)~(6) (略)

(7) 放送中継を行う無線局等の送信設備

ア 番組素材中継を行う無線局の送信設備

(7)~(オ) (略)

(カ) A 7W電波又はG 7W電波 116GHz を超え 134GHz 以下の

ハ 送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波又は円偏波であること。

二・三 (同上)

別表第一号 (第5条関係)

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz又はkHzを付したものを除き、 百万分率)
1~8 (略)	(略)	(略)
9 10.5GHz を超え 81GHz 以下	1~6 (略) 7 その他の無線局(注 21, 31, 34, 42, 48)	(略) 300

注 1~30 (同左)

31 (同左)

(1)~(6) (略)

(7) (同左)

ア (同左)

(7)~(オ) (同左)

周波数の電波を使用するもの

200 (10⁻⁶)

イ・ウ (略)

(8)～(17) (略)

32～54 (略)

別表第二号 (第6条関係)

表 (略)

第1～第9 (略)

第10 次に掲げる無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1 番組素材中継を行う無線局

(1)・(2) (略)

(3) 1,240MHz を超え 1,300MHz 以下、2,330MHz を超え 2,370MHz 以下、5.85GHz を超え 5.925GHz 以下、6.425GHz を超え 6.57GHz 以下、6.87GHz を超え 7.125GHz 以下、10.25GHz を超え 10.45GHz 以下、10.55GHz を超え 10.68GHz 以下又は 12.95GHz を超え 13.25GHz 以下の周波数の電波を使用する移動業務の無線局の無線設備

ア X 7W電波を使用するものであつて、各空中線端子における
伝送容量が 51Mb/s を超え 105Mb/s 以下のもの 17.5MHz

イ X 7W電波を使用するものであつて、各空中線端子における
伝送容量が 51Mb/s 以下のもの 8.5MHz

ウ (略)

(4) A 7W電波又はG 7W電波 116GHz を超え 134GHz 以下の周波
数の電波を使用する移動業務の無線局の無線設備 17.5GHz

2・3 (略)

第11～第65 (略)

別表第三号 (第7条関係)

1～56 (略)

57 1,240MHz を超え 1,300MHz 以下又は 2,330MHz を超え 2,370MHz 以下の周波数の電波を使用する番組素材中継を行う移動業務の無線局のうち、複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものの送信設備については、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

イ・ウ (同左)

(8)～(17) (同左)

32～54 (同左)

別表第二号 (第6条関係)

表 (略)

第1～第9 (同左)

第10 (同左)

1 番組素材中継を行う無線局

(1)・(2) (同左)

(3) (同左)

ア X 7W電波を使用するものであつて、伝送容量が 51Mb/s を超え 105Mb/s 以下のもの 17.5MHz

イ X 7W電波を使用するものであつて、伝送容量が 51Mb/s 以下のもの 8.5MHz

ウ (略)

2・3 (同左)

第11～第65 (同左)

別表第三号 (第7条関係)

1～56 (同左)

空中線電力	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
10W を超えるもの	100mW 以下であり、かつ、基本周波数の平均電力より 50dB 低い値	50 μ W 以下又は基本周波数の搬送波電力より 70dB 低い値
10W 以下	100 μ W 以下	50 μ W 以下

注 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、各空中線端子における電力の値の総和とする。

58 116GHz を超え 134GHz 以下の周波数の電波を使用する番組素材中継を行う移動業務の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、帯域外領域において任意の 1MHz の帯域幅における尖頭電力が 100 μ W 以下である値とし、スプリアス領域において任意の 1MHz の帯域幅における尖頭電力が 50 μ W 以下である値とする。

59 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 58 までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

57 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 56 までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。